

入札案件概要書

【 コンサル ・ **一般委託** ・ 物品 】

件名	(仮称)本郷公園(第一工区)整備工事に伴う地盤変動影響調査(事前)業務委託	契約番号	19
履行期間	平成 30 年 6 月 25 日～平成 30 年 8 月 31 日		
履行場所	海老名市本郷地内		
予定価格(税抜)	一 金	3,790,000	円
参加条件	参加の地域要件	第4区分	地域要件は入札公告で確認してください。
	指定業種	505 損失補償調査	細目
			細目
	手持契約件数制限	なし	
	低入札調査基準価格	予定価格の50% 低入札調査基準価格については、告示第7号「8 低入札による履行確認調査」を参照してください。	
	必要とする資格等	○業務主任者は事前調査等の業務に関し5年以上の実務経験を有すること。 管理技術者は事前調査等の業務に関し7年以上の実務経験を有するとともに補償業務管理士の資格を有すること。 ※一般競争入札参加資格確認申込書送付時に資格証の写しを併せてFAX送付すること。	
その他の要件			
業務の概要	高座清掃施設組合が施工する(仮称)本郷公園(第一工区)整備		
	工事に伴う地盤変動を起因とする周辺建物等の損傷度合を明確にするため、工事施工する前に該当建物の調査を行うもの。		
	調査対象：木造建物11棟、非木造構造物3棟		
	※入札書、委任状は別添の様式を使用してください。		

条件付一般競争入札参加資格確認申込書

平成 年 月 日

高座清掃施設組合
組合長 内野 優 殿

認 定 番 号

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

担 当 者 名

電 話 番 号

e-mailアドレス

F A X 番 号

使 用 印

入札に参加したいので、次のとおり申し上げます。
なお、この参加申込書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ありません。

契約番号 19

件 名 (仮称)本郷公園 (第一工区) 整備工事に伴う地盤変動影響調査(事前)業務委託

(高座清掃施設組合 総務課 契約担当
e-mail : keiyaku@kouzaseisou-kanagawa.jp
F A X : 046-238-6010)

※通信欄 (二日以内に返信します。)

- 申込書を受け付けました。「条件付一般競争入札参加資格確認通知書」は、審査後電子メール又はFAXで送付します。
- 書類が不足しています。入札公告等を確認して再申請してください。
- _____

組合の確認 (記入不要)		
地 域	第4区分	
業 種	505 損失補償調査	
評 点		
そ の 他	補償業務管理士	

入札書

平成 30 年 6 月 18 日

高座清掃施設組合
組合長 内野 優 殿住 所
商号又は名称
代表者職氏名
代理人氏名印
印

高座清掃施設組合契約規則を堅く守り、次の金額
で入札します。

件 名	(仮称)本郷公園 (第一工区) 整備工事に伴う 地盤変動影響調査(事前)業務委託											
金 額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

落札にあたって、契約金額は、落札額に消費税及び地方消費
税額を加えた金額とします。なお、消費税率は、8%とします。

- (注) 1. 金額は、消費税及び地方消費税額を除いた額を記入してください。
2. 金額は、1つの枠に1字ずつアラビア数字で記入してください。
なお、金額の訂正したものは無効とします。
3. 入札の際は、入札書を二つ折りにして入札箱に投函してください。



契約番号

19

委任状

平成 30 年 6 月 18 日

高座清掃施設組合

組合長 内野 優 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

件 名 (仮称)本郷公園 (第一工区) 整備工事に伴う地盤変動影響調査(事前)業務委託

今般私は、次の者を代理人と定め、上記の件に関する入札の一切の権限を委任します。

代理人氏名	被委任者印鑑



質 問 書

高座清掃施設組合契約担当 殿

設計図書に関して、質疑がある場合は質疑内容を記載し、電子メール又はFAXで送信してください。

○ 送信日時 : 入札公告を確認してください。

○ 送信先 : 高座清掃施設組合 総務課 契約担当

e-mail : keiyaku@kouzaseisou-kanagawa.jp

F A X : 046-238-6010

○ 回 答 : ホームページに順次掲載します。

認定番号		電話番号	
所在地		e-mailアドレス	
商号又は名称		F A X 番号	
代表者職氏名		担当者名	

契約番号	19
契約件名	(仮称)本郷公園(第一工区)整備工事に伴う地盤変動影響調査(事前)業務委託
質 疑 内 容	

(仮称)本郷公園(第一工区)整備工事に伴う地盤変動影響調査(事前)業務委託
仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、高座清掃施設組合（以下「組合」という。）が実施する(仮称)本郷公園(第一工区)整備工事（以下「本工事」という。）に伴う地盤変動による周辺建物等の損傷にかかる事前調査業務（以下「本業務」という。）に適用する。

- 2 業務の名称：(仮称)本郷公園（第一工区）整備工事に伴う地盤変動影響調査（事前）業務委託
- 3 業務場所：海老名市本郷地内
- 4 業務期間：平成30年6月25日から平成30年8月31日まで

(目的)

第2条 本業務は、組合が実施する本工事の施工に起因する地盤変動による周辺建物等の損傷度合いを明確にするため工事施工の前に当該建物等の調査を行うことを目的とする。

(提出書類)

第3条 本業務を実施するにあたり受託者は、下記の書類を組合に提出し、承認を得るものとする。

1. 着手前：委託業務着手届、委託業務主任者等選任届、業務工程表
2. 完了後：業務完了届、業務完了引渡書

(支給品等)

第4条 受託者は、本業務を実施するにあたり必要な図書類等について、組合が所有するものを使用する場合は、組合から貸与を受けることができる。

- 2 受託者は、支給品を受領したときは、貸与品借用書を組合に提出しなければならない。
- 3 受託者は、本業務が完了したときは、貸与品返還書を組合に提出しなければならない。

(業務内容の変更)

第5条 組合が必要と判断した場合、組合と受託者による協議により業務内容

を変更することがある。

(成果品の検査)

第6条 受託者は、本業務の工程毎及び本業務完了後に、組合の確認を受けるものとし、組合から仕様書の定めに適合しないものとして修正指示があった場合は、速やかにこれを是正するものとする。

(成果品の瑕疵)

第7条 本業務完了後、明らかに受託者の責による成果品の瑕疵が発見された場合は、組合の指示により受託者の負担においてこれを是正するものとする。

(成果品の帰属)

第8条 本業務において使用又は作成した成果品は、すべて組合に帰属するものとし、受託者は、組合の許可なく使用、複製及び流用してはならない。

(土地の立入等)

第9条 受託者が作業の実施において、第三者の土地へ立入る場合は、あらかじめ組合と協議すると共に受託者の責任において関係者と緊密かつ十分なる協調を保ち業務の円滑な遂行を期せねばならない。

また、作業の際、作業服には受託者の会社名を明示した名札を付けるものとし、身分を証明できるものを絶えず携帯すること。

(損失の補償)

第10条 本業務中は、交通安全に万全を期すよう努めるものとする。また、第三者に損害を与えた場合は、組合と協議のうえ受託者の責任において処置するものとし、その費用を負担しなければならない。

第2章 業務概要

(調査)

第11条 受託者は、本業務の実施にあたり、調査区域内に存する建物等について、所有者ごとに次の各号の調査を行わなければならない。

- 1) 建物の敷地ごとに建物等の敷地内の位置関係
- 2) 建物ごとに実測による間取平面及び立面
- 3) 建物等の所在地及び所有者の住所・氏名

なお、現地調査において所有者の住所・氏名が確認できないときは、必要

に応じて登記事項証明書等の閲覧により調査を行うこと。

(現況損傷調査)

第12条 受託者は、前条の調査後当該建物等の現況損傷箇所について、その状態及び程度を、本工事施工に伴い損傷が生じる恐れがある箇所については、その状態をそれぞれ次の各号の調査を行うこと。なお、写真撮影は全てカラーとすること。

- 1) 建物等の全景は原則として4方向から写真撮影すること。
- 2) 写真は、必ず対象箇所を指示し、次の事項を明示した黒板等とともに撮影すること。

- ① 調査番号、建物番号及び所有者の氏名
- ② 撮影年月日、撮影番号、撮影対象箇所名
- ③ 現況損傷名及び損傷程度（計測）

- 3) 調査は原則として次の部位別に行う

- ① 基礎
- ② 軸部
- ③ 開口部
- ④ 床
- ⑤ 天井
- ⑥ 内壁
- ⑦ 外壁
- ⑧ 屋根
- ⑨ 水まわり
- ⑩ 外構

- 2) 建物全体または一部に傾斜または沈下が発生している場合は、次の各号の調査を行うこと。

- 1) 当該建物の4方向を水準測量または傾斜計等で必要に応じて計測すること。

この場合事後調査の基準点として沈下等の恐れのない堅固な物件を定めしておくこと。

- 2) 建具等の建付不良を確認し、数量、程度を調査すること。
- 3) 外壁・内壁の亀裂、ちり切れ（柱と壁の分離）等を計測すること。
- 4) 床の傾斜を確認すること。

- 3) 屋根（庇、雨どいを含む。）に損傷がある場合は、程度等を確認のうえ計測すること。

- 4) 水回り（台所、便所、浴室、洗面所等）のタイルの亀裂や配管等の損傷、漏

水等を確認のうえ計測すること。

- 5 その他必要な個所を調査すること。
- 6 前4項については、第1項に準じて写真撮影を行うこと。

(計測)

第13条 建物等の調査において、計測単位は、メートルもしくはミリメートルを基本とし、小数点以下第2位までとすること。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りではない。

- 2 建物等の面積にかかる計測は、原則として柱または壁の中心間で行うこと。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

第14条 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入すること。

- 2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、各階ごとに累計し、小数点以下第2位までの数値を求めること。
- 3 1棟の建物が2以上の用途に使用されている場合は、用途別の面積を前項の定めるところにより算出すること。

(調査書及び調査図面の作成)

第15条 受託者は、本業務を行った後、次の各号の事前調査書及び図面等（以下「調査書類等」という。）を作成すること。

- 1) 調査区域位置図
 - 2) 調査区域平面図
 - 3) 建物等調査一覧表
 - 4) 建物等調査表
 - 5) 損傷調査書
 - 6) 建物等調査図（配置図、平面図、立面図、基礎伏図、屋根伏図、詳細図等）
 - 7) 写真集
 - 8) その他必要に応じて組合の監督職員と協議した図面等資料
- 2 受託者は、調査書類等を次の各号により作成すること。
 - 1) 調査区域位置図は、調査区域内の建物の配置を示す平面図で調査単位ごとに次により作成すること。
 - ① 事前調査を実施した建物については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、構造種別ごとに色分けをすること。
 - ② 縮尺は1/500または1/1000程度とすること。

- 2) 建物等調査一覧表は、調査単位ごとに調査を実施した建物等について調査番号、建物番号の順に建物等の所在地、所有者及び建物等の概要等必要な事業を記入すること。
- 3) 建物等調査表及び建物等調査図は、本業務に基づき建物等ごとに次より作成すること。
 - ① 建物平面図は、縮尺1/100で作成し、写真撮影位置を表示するとともに延べ面積、各階別床面積及びこれらの計算式を記入すること。
 - ② 建物立面図は、縮尺1/100で作成し、原則として4面（東西南北）作成すること。
 - ③ その他調査図（基礎伏図、屋根伏図及び展開図等）は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成するものとし、縮尺は、1/100または1/10とすること。
 - ④ 工作物等の調査図は、損傷の状況及び程度により建物に準じて作成すること。
- 4) 損傷調査書は、本業務の結果に基づき、建物ごとに建物等の所有者、建物の概要、名称、損傷の状況を記載して作成するものとし、損傷の状況について損傷名（亀裂、沈下、傾斜等）及び程度（計測したはば、長さ及び箇所等）を記載すること。
- 5) 写真集は、現地撮影したものをカラーサービス判でプリントし、本業務内容が明確に確認できるようにファイリングすること。

（管理技術者等）

- 第16条 受託者は、管理技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、本業務について、十分な知識と経験を有する技術者を配置しなければならない。
- 2 業務主任者は、事前調査等の業務に関し5年以上の実務経験を有すること。
 - 3 管理技術者は、事前調査等の業務に関し7年以上の実務経験を有するとともに補償業務管理士の資格を有すること。

（報告）

- 第17条 受託者は、次の各号あげる事項を記入した業務報告書を作成し、組合に月毎にとりまとめて書面で提出すること。
- 1) 実施した業務の内容
 - 2) その他必要事項
- 2 受託者は、打合せ及び協議の都度その内容に対する議事録を作成して組合の承諾を得ること。

(業務の完了)

第 18 条 受託者は、本業務完了後すみやかに業務完了届及び成果品を提出し、組合の検査を受けなければならない。本業務は、組合の検査合格をもって完了とする。ただし、工事遅延に伴う業務期間の延長については、組合と受託者による協議のうえ変更することがある。この場合において、原則として業務委託金額の変更は行なわないものとする。

(成果品)

第 19 条 成果品とは、次の各号のものをいう。

- 1) 第 17 条で作成した業務実施報告書
- 2) 打合せ記録簿
- 3) 業務計画書
- 4) 業務に関わる指示、協議書等
- 5) 第 15 条で定めた調査書類等 (計 3 部)
- 6) その他監督職員の指示した書類等

(業務完了検査)

第 20 条 受託者は本業務完了後、所定の手続きを経て組合の業務完了検査を受けること。本業務は、組合の業務完了検査合格をもって完了とするが、納品後、成果品に記入漏れまたは不備若しくは誤りが発見された場合、受託者は責任をもって速やかにこれを訂正のうえ納品すること。また、受託者は本業務の完了を通知する時まで、本仕様書及び契約書等により義務付けられた業務報告書及び監督職員が指示した書類等の整備を完了し、監督職員に予め提出しておくこと。

(法令の遵守)

第 21 条 受託者は、本業務の実施にあたっては業務委託契約書及び本仕様書並びにその他関係法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図ること。また、これらに明記なき事項については、組合と協議のうえ別に定めるものとする。

第 3 章 その他

(ISO14001 関係)

第 22 条 本作業を行うにあたり、「高座清掃施設組合環境方針」を遵守し、次の各号に定めることに配慮すること。

- 1) 報告書の用紙は再生紙を使用するように努めること

- 2) 報告書の作成部数は無駄がないように最低限の部数とすること
- 3) 現地調査等で車両を利用する場合は、作業効率を考慮し車両の使用回数を控えるよう検討すること
- 4) 報告書は可能な限り電子情報での提出とすること
- 5) 調査等に使用する車両は、環境に配慮した車両の使用に努めること（例：電気自動車・ハイブリットカー・低排出ガス車等の使用）
- 6) 業務実施時に OA 機器等、電力を使用する際は節電に努めること

（関係機関との協議等）

第 23 条 受託者は、組合が行う関係機関等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、本業務を実施するため関係機関に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

（調査対象物の所有者等への説明）

第 24 条 受託者は、調査対象物の所有者及び地元関係者への説明等に必要な資料の作成等を行うものとする。

- 2 協議及び説明等に際して、資料作成を含め全面的に組合を支援するものとする。

（疑義）

第 25 条 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書その他の事項に疑義が生じた場合は、書面により監督職員と協議すること。

（守秘義務）

第 26 条 受託者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

【広域案内図】



公園予定区域



本郷老人福祉センター

新宿

下谷津

高座施設組合
屋内温水プール

高座清掃施設組合

高座清掃施設組合
第二清掃処理場

NO. 71
11.32

【案内図】



 (仮称) 本郷公園 (第一工区) 整備工事区域

【調査対象物件等】

木造建物 A (70㎡未満)	数量: 3棟
木造建物 A (70㎡以上130㎡未満)	数量: 1棟
木造建物 A (130㎡以上200㎡未満)	数量: 3棟
木造建物 C (70㎡未満)	数量: 4棟
非木造建物 区分ハ(200㎡未満)	数量: 3棟

平成30年度							

委 託 費 設 計 書

件 名 (仮称)本郷公園 (第一工区) 整備工事に伴う地盤変動影響調査(事前)業務委託

金 円也

(消費税相当額を含む)

直接人件費内訳書

種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費						
現地踏査		業務	1			第1号単価表参照
木造建物A	70㎡未満	棟	3			第1号単価表参照
木造建物A	70㎡以上130㎡未満	棟	1			第1号単価表参照
木造建物A	130㎡以上200㎡未満	棟	3			第1号単価表参照
木造建物C	70㎡未満	棟	4			第1号単価表参照
非木造建物 区分ハ	200㎡未満	棟	3			第1号単価表参照
打合せ協議	業務着手時	業務	1			第1号単価表参照
打合せ協議	中間打合せ1回	業務	1			第1号単価表参照
打合せ協議	成果品納入時	業務	1			第1号単価表参照
直接人件費計						

